

扶養削除日について

扶養削除日は事実発生日となります。被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、事実発生日より5日以内に「被扶養者(異動)届」に下記の添付書類と資格を削除する方の資格確認書等を添付のうえ、ご提出ください。なお、事実発生日から1か月以上経過して申請する場合は、「遅延理由書」を併せてご提出ください。

扶養資格終了の届け出が遅れた場合、事実発生日まで遡及して資格を削除します。削除日以降に受診された際の医療費は返還いただきますので、ご注意ください。

事由		扶養削除日	添付書類
就職したとき		《別の健康保険に加入した場合》 就職した日	就職先から交付された資格情報のお知らせのコピー、もしくはマイナポータルの医療保険の資格情報のコピー
		《市町村の国民健康保険に加入する場合》 就職した日	雇用証明書、採用証明書のコピー
パート・アルバイト収入が基準額を超えるとき ※2か月を超えて働く場合は、短期(3か月、6か月など)の有期契約であっても削除になります。		《勤め初めから月額108,334円以上が見込まれる場合》 入社日	雇用契約書または労働条件通知書のコピー
		《途中から収入が増えた場合》 収入が2か月以上連続して108,333円を超えた月の1日	給与支払(見込)証明書
年金収入が基準額を超えるとき		受給権発生日	年金振込通知書または年金改定通知書のコピー
結婚したとき		婚姻した日	婚姻受理証明書
離婚したとき		離婚した日	戸籍謄本
後期高齢者に該当したとき	75歳	75歳の誕生日	なし
	65歳から74歳で寝たきり等一定の障害があると認定を受けた日	障害認定を受けた日	後期高齢者医療制度該当届、後期高齢者医療被保険者証のコピー
死亡したとき		死亡した日の翌日	死亡診断書のコピー
他の家族に扶養されるとき		新しい健康保険に加入した日	資格情報のお知らせのコピー、もしくはマイナポータルの医療保険の資格情報のコピー
別居したとき (生計維持関係がなくなった)		別居を始めた日	お問い合わせください
雇用保険の失業給付を受給するとき		受給開始初日	雇用保険受給資格者証全頁のコピー
奨学金・奨励金を受けるとき		支給開始初日	支給内容、支給開始日が確認できる書類
出産手当金・傷病手当金を受給するとき		支給開始初日	支給決定通知書のコピー及び支給日額が確認できる書類
その他、認定基準を満たさなくなったとき		認定基準を満たさなくなった日	お問い合わせください

- ・上記に掲載のない場合を含め、不明点は健康保険組合へお問い合わせください。
- ・ケースにより追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・国民健康保険に加入する場合、「健康保険資格喪失証明書」が必要です。社会保険事務担当者へご依頼ください。